

## 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」）について

### ① 法律上の定義

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定により地方公共団体の長が地域の実情に応じて策定
- 大綱策定にあたっては、同条第 2 項の規定により総合教育会議で協議
- 大綱内容については、法律上明確な定めはないものの、「**当該地方公共団体の教育施策の目標、あるいは根本的な方針**」としての位置付け（文科省見解）

### ② 当町における大綱

- まちづくりや行財政運営等の指針となる第 5 次鯉ヶ沢町総合計画の基本構想において、教育文化の向上を視野に教育施策全般を網羅した施策大綱として「全ての住民の思いが尊重されるまちづくり」を設定
- 当該施策大綱は教育行政推進の基本となるものであり、具体的には教育分野における基本計画の方向性を標榜
- 本大綱については、町総合計画に反映された教育行政推進方針等を踏襲しつつ、「まちづくり同様、**教育は人づくり**」という視点に立ち、**教育の振興及び人材育成の指針**とすべく策定

### ③ 大綱の期間

町総合計画との関連を念頭に置き、同計画終期の平成 32 年度までの 6 年間

### ④ その他

- 本大綱の実施にあたっては、教育行政の中立性や継続性、安定性の確保に十分配慮するとともに、町長と教育委員会が十分に連携し取り組むことに留意
- 大綱の素案・原案は教育委員会が着手（町長は同意、策定の意思決定）

## 資料 1

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。